

2次選定結果について

1. 2次選定の評価項目について

2次選定の評価項目を以下に示す。また、各評価項目の概要及び位置図については次項以降に示す。

評価項目		位置情報等の参照元
①	地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
②	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
③	河川保全区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
④	特別緑地保全地区・近郊緑地保全区域	国土交通省：特別緑地保全地区一覧 和歌山県：地理情報システム
⑤	風致地区	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑥	景観計画区域のうち特定景観形成地域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト 和歌山県：和歌山県景観計画 田辺市：田辺市の景観
⑦	地区計画区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑧	公共的施設・墓地等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑨	都市公園	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑩	道路・鉄道	和歌山県：和歌山県道路網図 国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑪	ため池・湿地	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑫	最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑬	施設・設備等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑭	建設等予定区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※当初は「必要面積を確保できない区域」を2次選定項目にしていたが、1次選定及び2次選定の結果、必要敷地面積(2.5ha)以上の区域が広範に残存し、絞込みが煩雑になる見込みである。そのため、敷地面積による絞込みは、3次選定において検討する。

① 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地

■ 地すべり防止区域

地すべり防止区域とは、地すべり等防止法で規定されており、地すべりによる被害の防止及び軽減、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地を国土交通大臣や農林水産大臣が指定するものである。

地すべり防止区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ のり切又は切土で、政令で定めるもの
- ・ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良
- ・ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの

■ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規定されており、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地を県知事が指定するものである。

急傾斜地崩壊危険区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ・ 立木竹の伐採
- ・ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ・ 土石の採取又は集積
- ・ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの

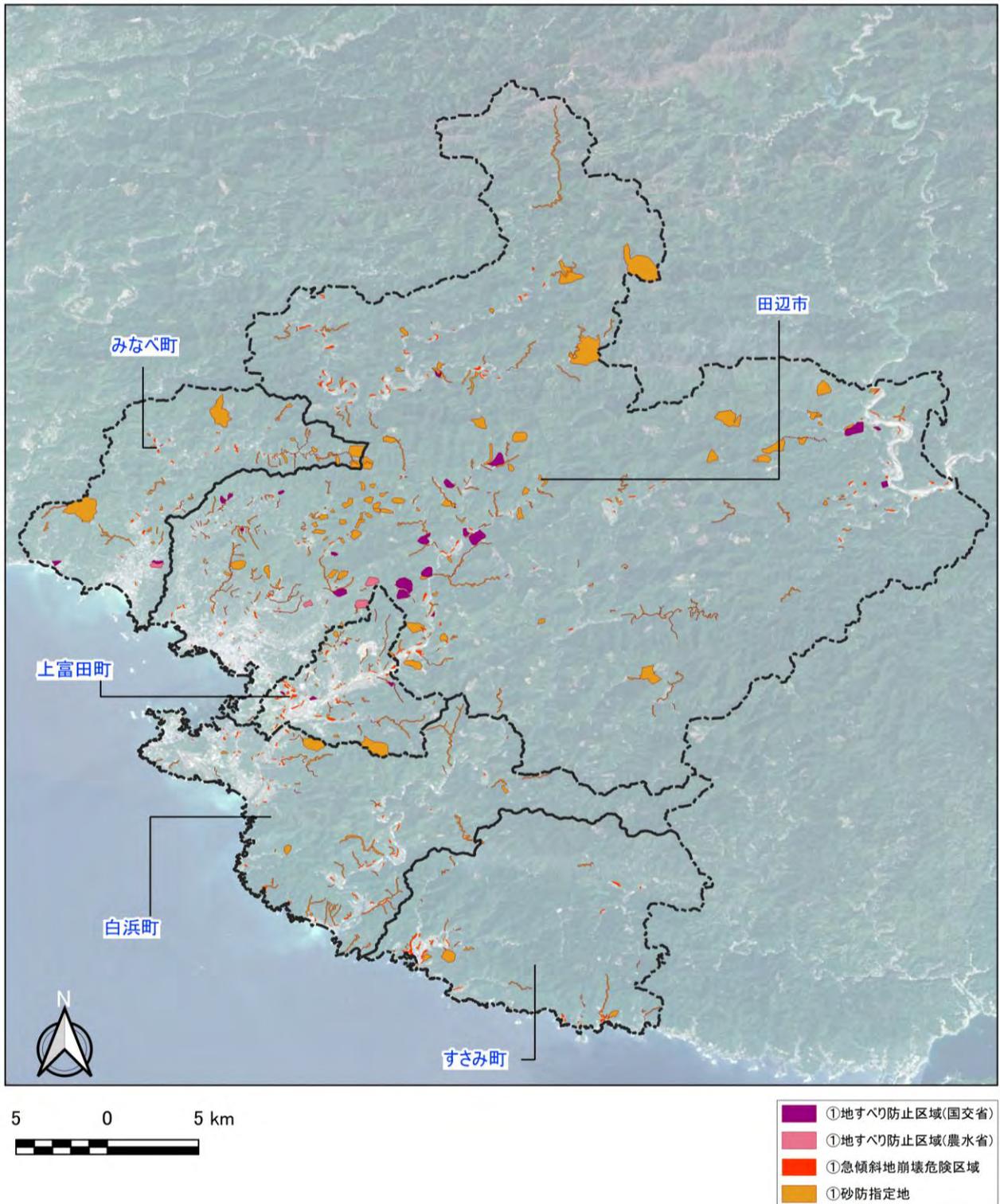
■ 砂防指定地

砂防指定地とは、砂防法で規定されており、土砂の生産を促すような行為を制限する必要がある土地や、流れ出す土砂の量を調節するため砂防えん堤や護岸といった砂防設備を設ける必要がある土地を、国土交通大臣が砂防指定地として指定するものである。

砂防指定地では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- ・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更
- ・ 土石の採取、鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄
- ・ 竹木の損傷若しくは伐採、草木根等の採取又は火入れ

- ・ 土石又は竹木の滑り下ろし又は地引による搬出
- ・ 家畜類の放牧又は係留



※地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
 ※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地位置図

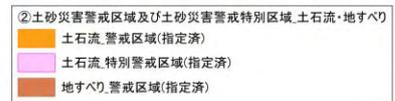
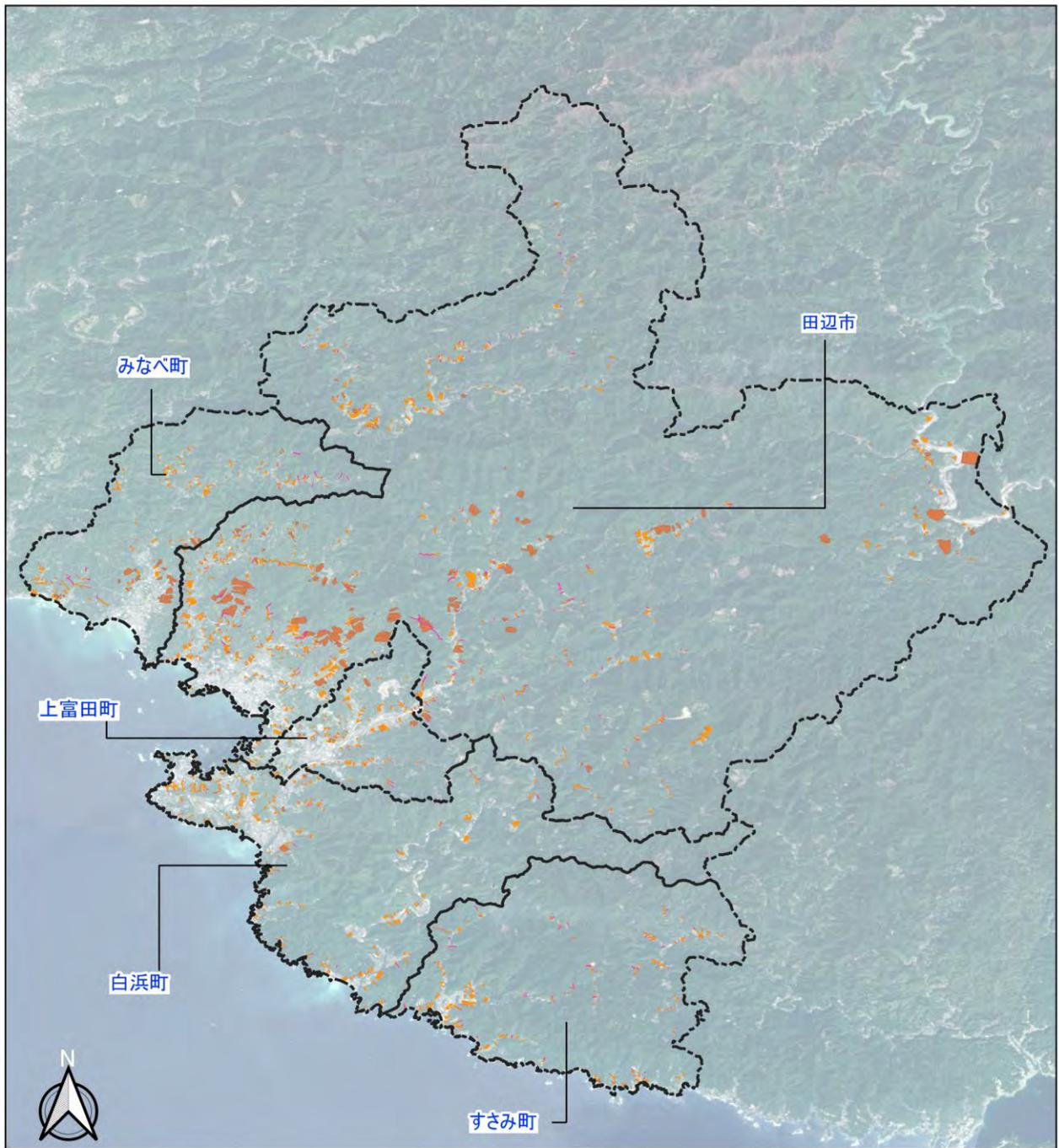
② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されており、急傾斜地の崩壊、土石流、及び地すべりに起因して、県知事に指定される。

土砂災害特別警戒区域では、主に以下の制限が設けられている。

- ・ 特定開発行為：住宅や宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設の建築などの開発行為は、県知事の許可が必要
- ・ 建築物の構造規制：建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているか確認が必要

急傾斜地については、対策工事を行うことで安全性の確保は可能と考えられることから、2次選定では土石流及び地滑りを対象とする。



※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり位置図

③ 河川保全区域

河川保全区域は、河川法により規定されており、堤防や護岸、水門等の河川管理施設を保全するため、河川区域の境界から 50m を超えない範囲で指定されている。

河川保全区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには河川管理者の許可が必要になる。

- ・ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・ 工作物の新築又は改築

構成 5 市町において、河川保全区域に指定されている区域はない。

④ 特別緑地保全地区・近郊緑地保全区域

■ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市緑地法に規定されており、以下のいずれかに該当する土地の区域において定めることができる。

- ・ 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - 風致又は景観が優れていること
 - 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

特別緑地保全地区では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事等の許可が必要になる。

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓

■ 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されており、無秩序な市街地の防止や文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として国土交通大臣に指定される。

近郊緑地保全区域で以下の行為を行う場合は、県知事に届出が必要である。

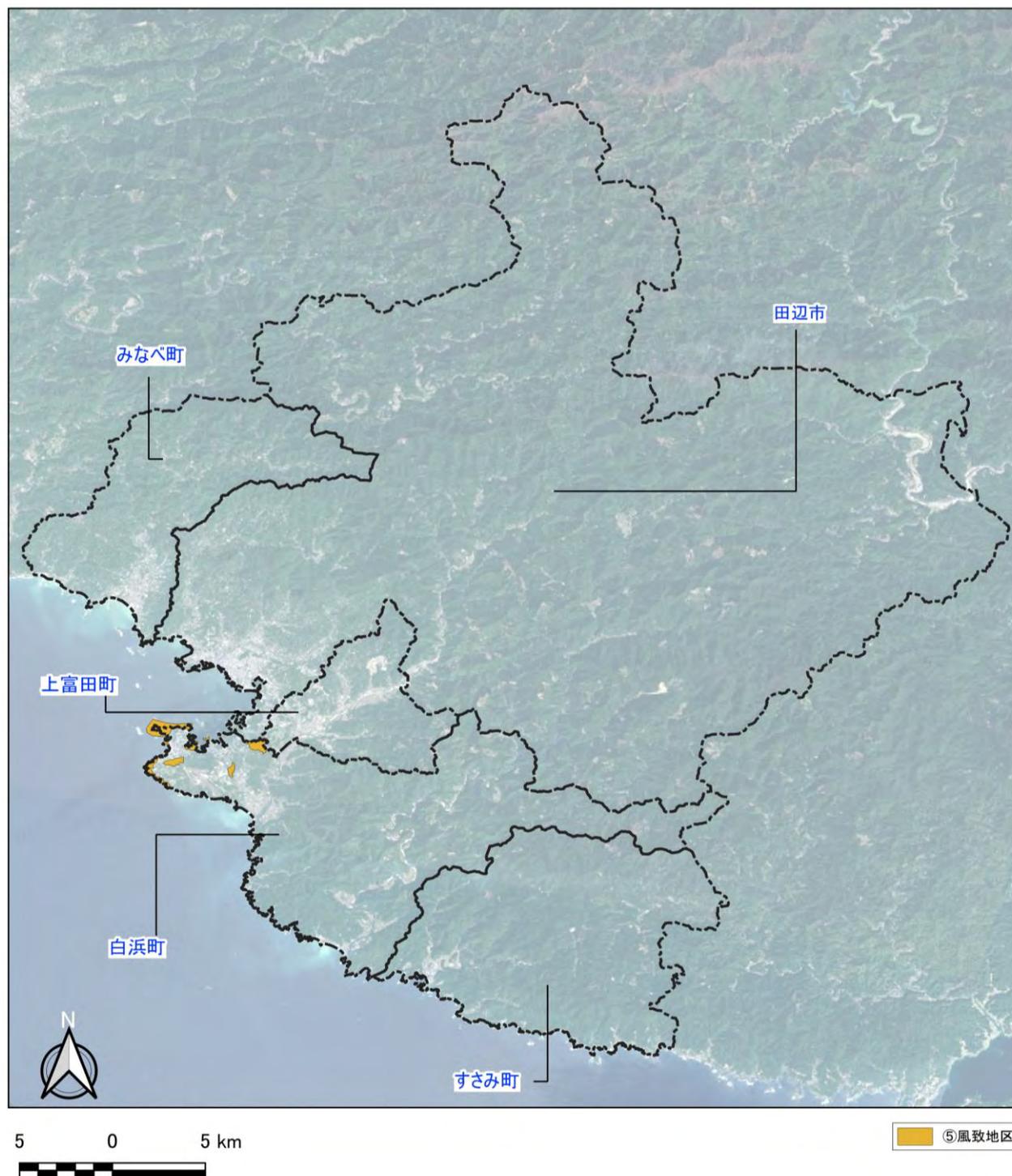
- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ その他、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

構成 5 市町において、特別緑地保全地区に指定されている区域及び近郊緑地保全区域に指定されている区域はない。

⑤ 風致地区

風致地区とは、都市計画法に規定されており、都市の風致を維持するため定める地区である。面積が 10ha 以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたる場合は県、それ以外については市町が指定する。

風致地区内における建築物の建築等の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。



※風致地区位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成 5 市町の参考資料

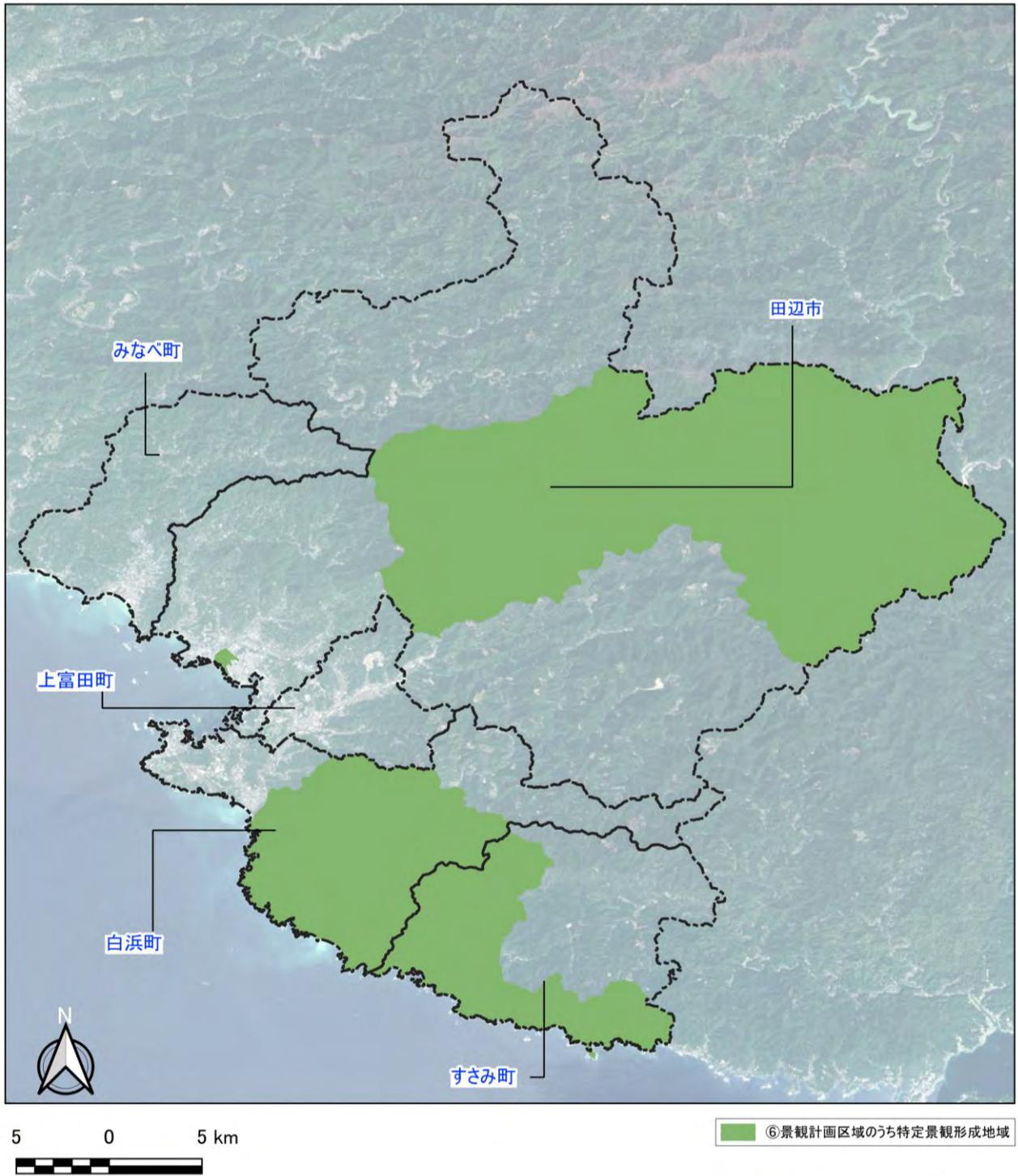
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 風致地区位置図

⑥ 景観計画区域のうち特定景観形成地域

景観計画区域は、景観法の規定により、良好な景観の掲載に関する計画に基づき定められる区域である。景観計画区域内において建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要になる。また、景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められている区域は特別景観形成地域に指定されている。

景観計画区域は構成5市町全域が指定されており、その景観計画区域をすべて除外すると、各市町全域を除外することとなる。そのため、2次選定では特別景観形成地域を対象とする。



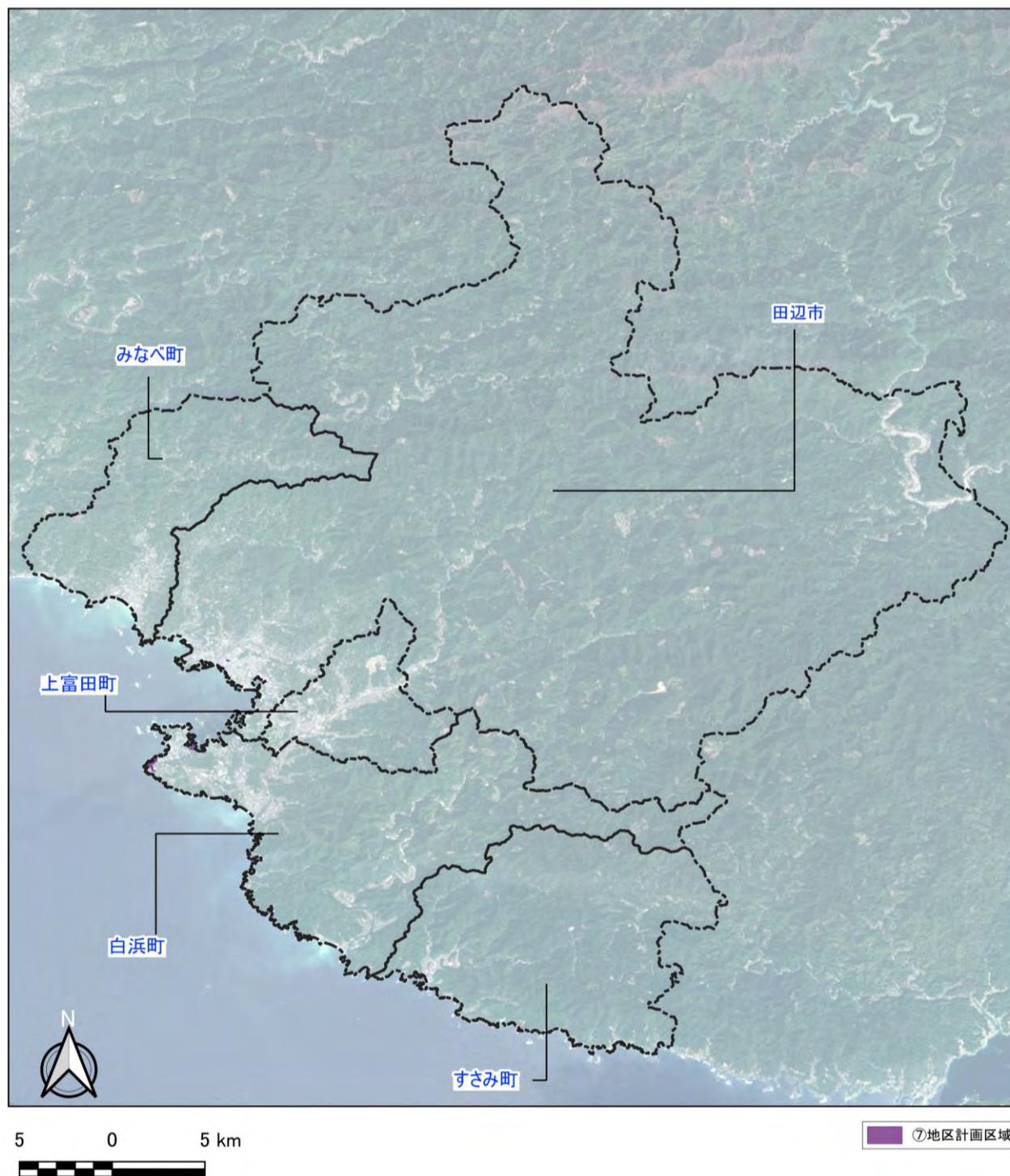
※景観計画区域のうち特定景観形成地域位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト、和歌山県：和歌山県景観計画、田辺市：田辺市の景観

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 景観計画区域のうち特定景観形成地域位置図

⑦ 地区計画区域

地区計画とは都市計画法で定められた、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画である。地区計画区域内では、開発行為について地区計画の内容に適合していなければ許可されない。



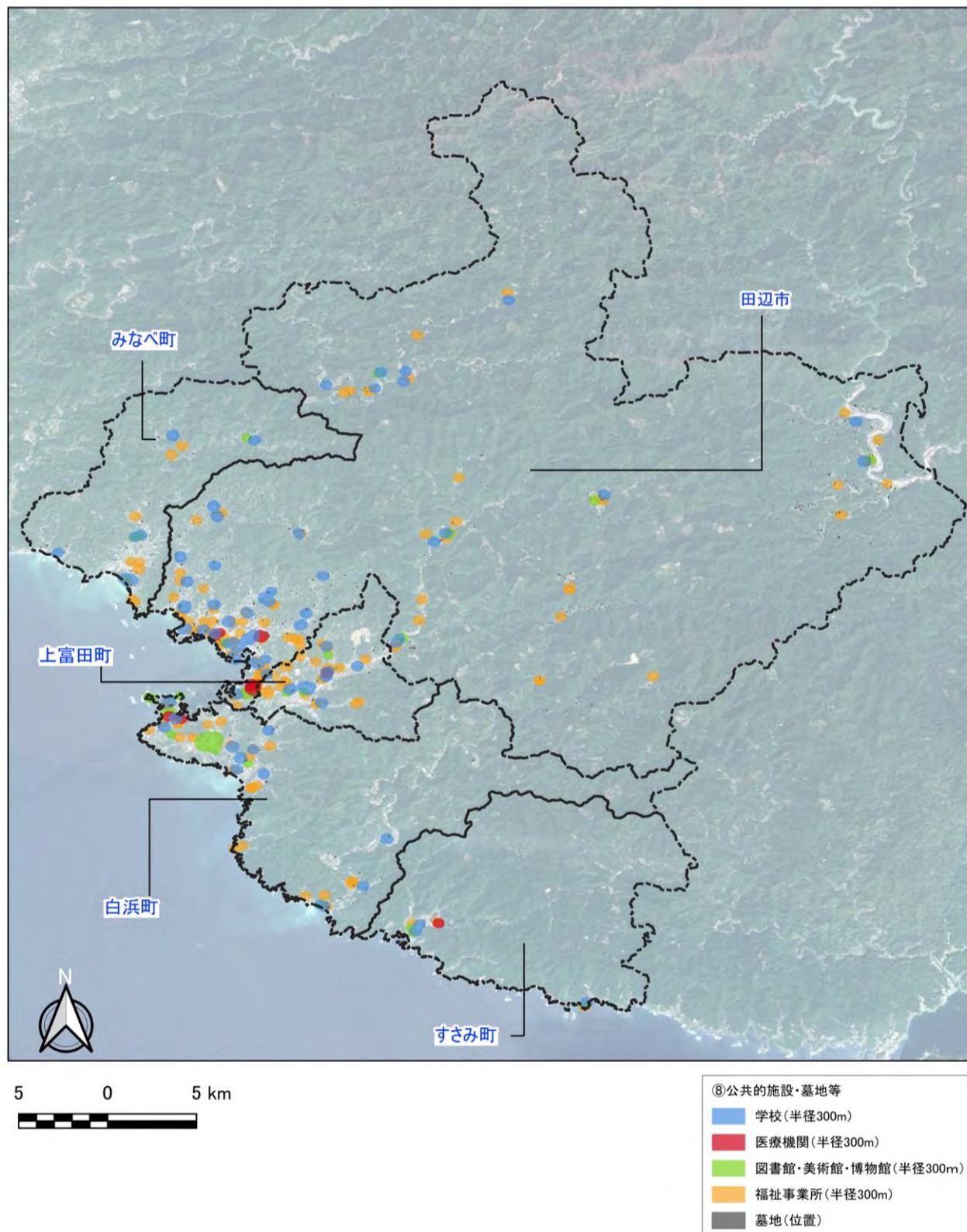
※地区計画区域位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 地区計画区域位置図

⑧ 公共的施設・墓地等

不特定多数の人が利用する公共的施設（学校、医療機関、図書館・美術館・博物館、福祉事業所）及び墓地を除外対象とする。公共的施設については、騒音・振動などの影響を考慮して、当該施設から半径 300m 圏内を除外対象区域とする。



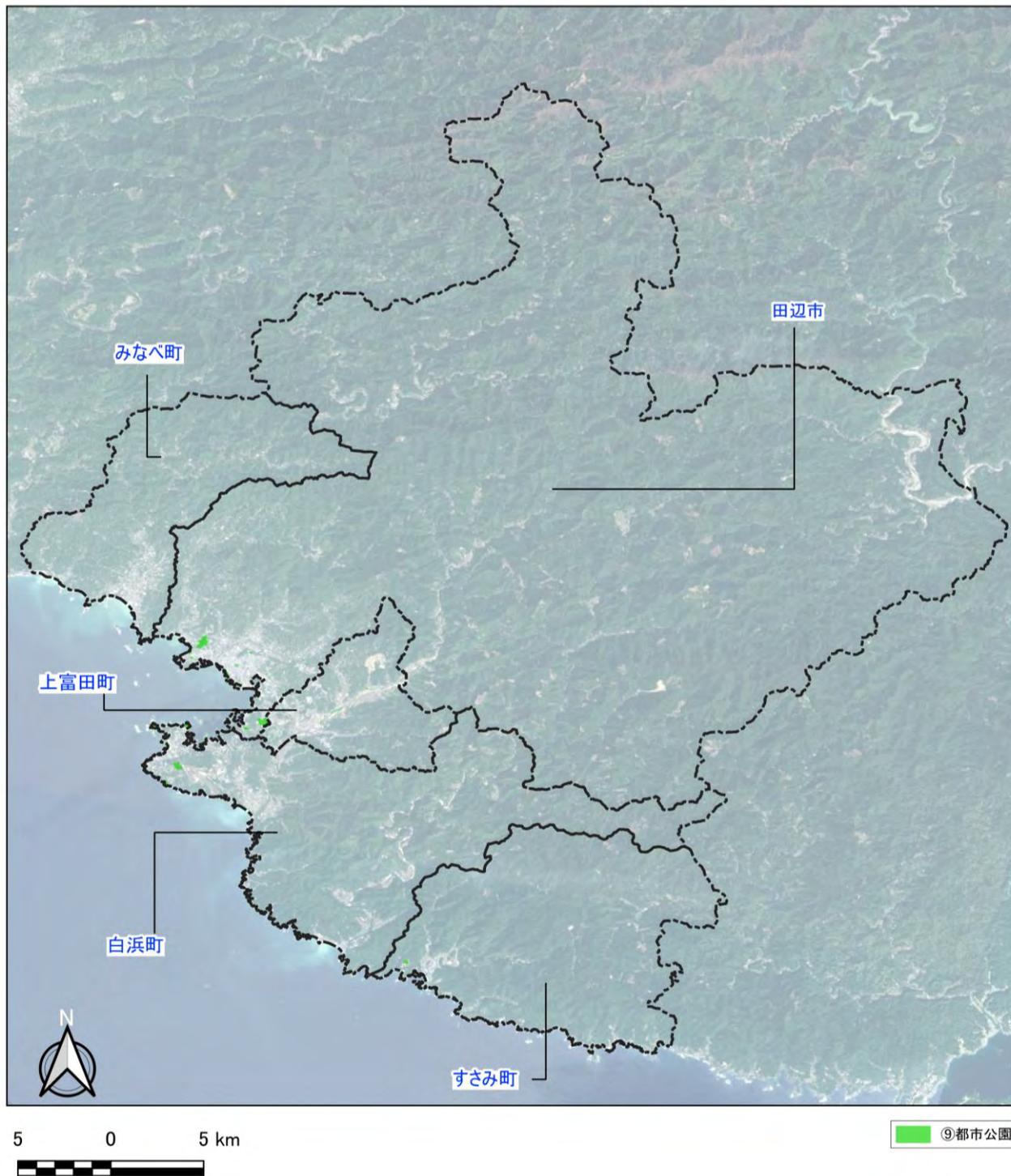
※公共的施設・墓地等位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成 5 市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 公共的施設・墓地等位置図

⑨ 都市公園

都市公園とは、都市公園法 に基づいて地方公共団体や国が設置する公園や緑地のことを指す。
都市公園法において、都市公園内に設けられる施設は公園施設と占用 物件に制限されている。



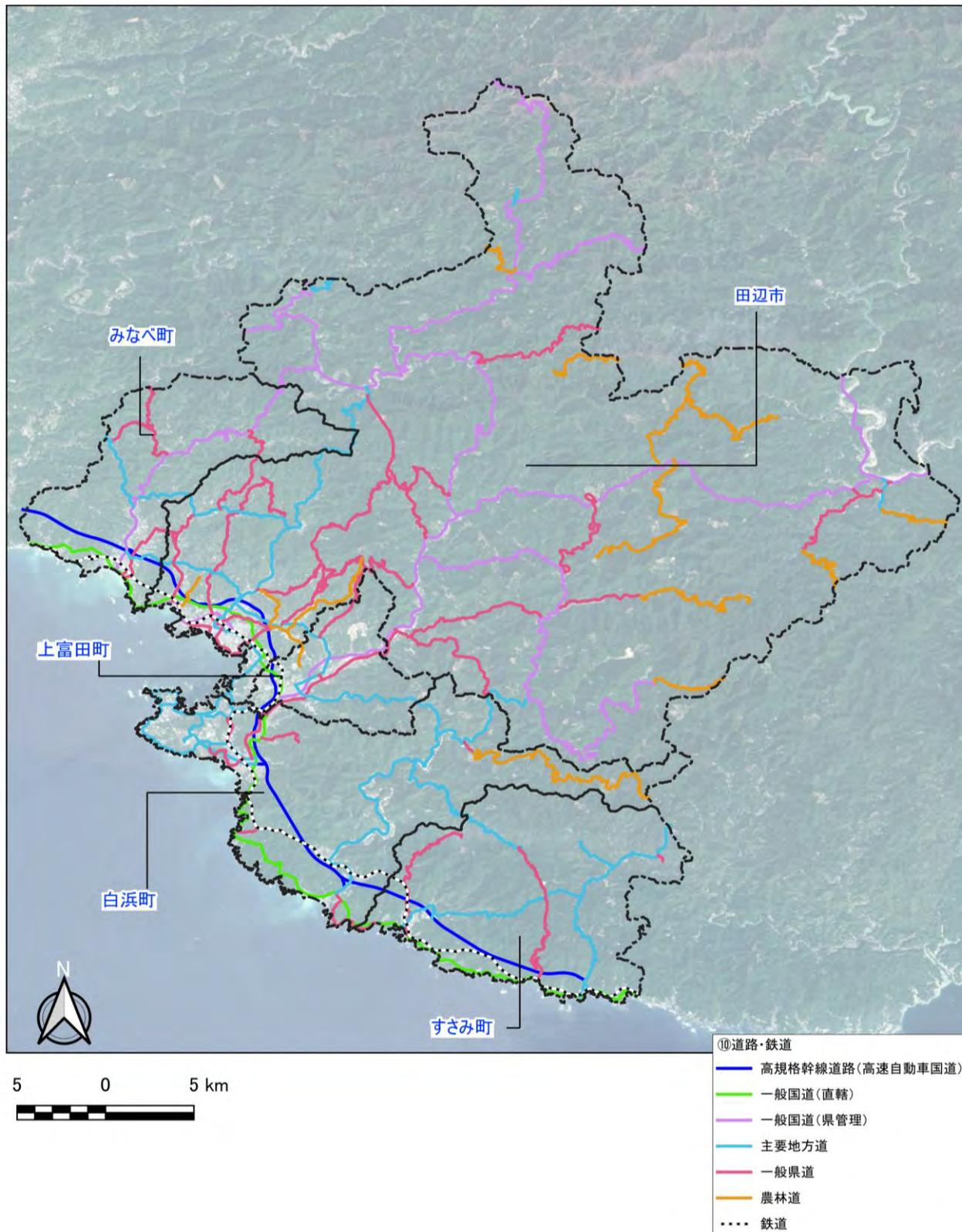
※都市公園位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 都市公園位置図

⑩ 道路・鉄道

道路区域及び鉄道の路線範囲を対象とする。なお、道路については、全ての道路を2次選定において除外することは困難である。そのため2次選定においては、高規格幹線道路（高速道路）、一般国道（国土交通省管理）、一般国道（県管理）、主要地方道、一般県道、農林道を対象とする。



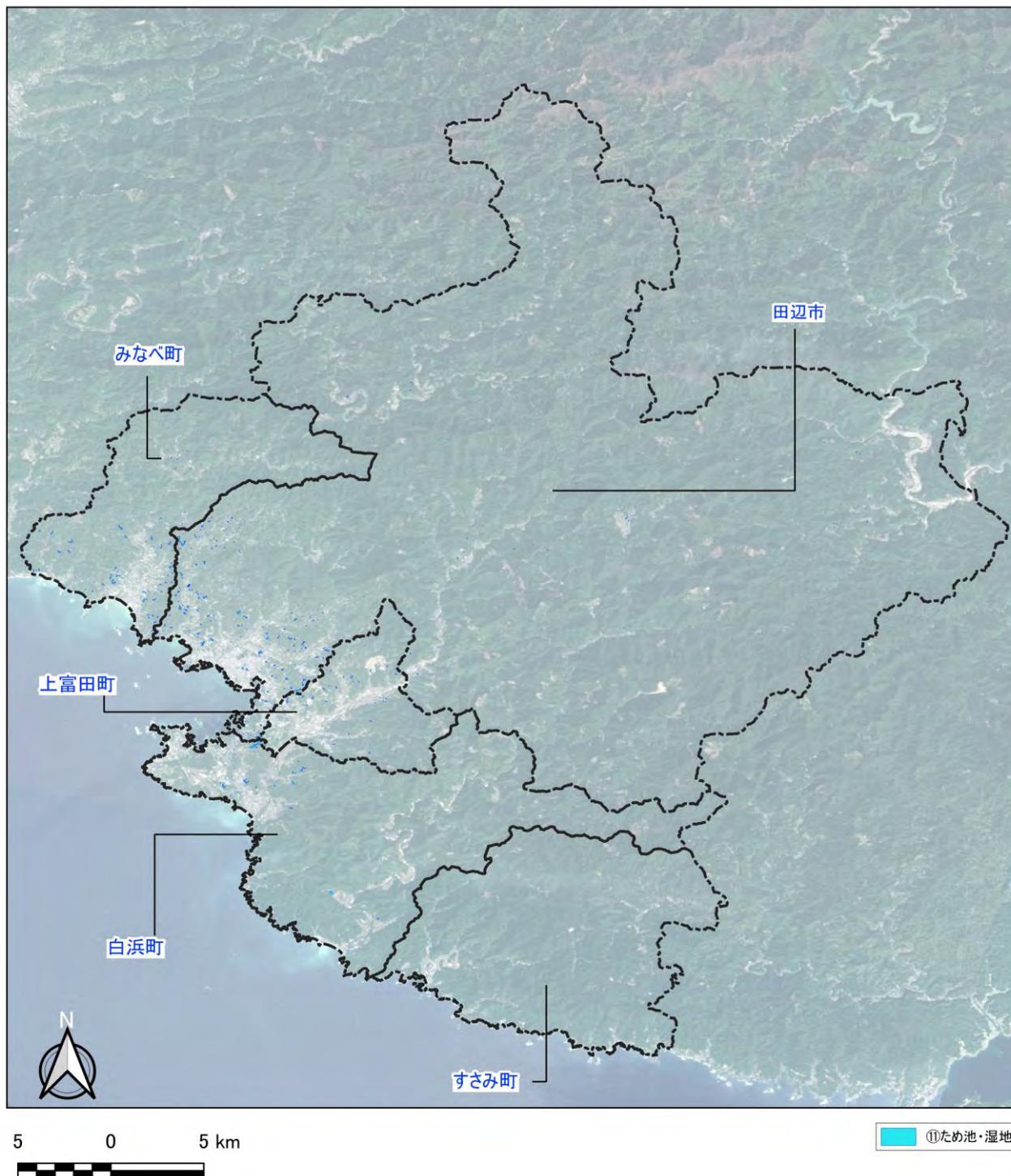
※道路位置図…和歌山県：和歌山県道路網図、鉄道位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
 ※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 道路・鉄道位置図

⑪ ため池・湿地

ため池は、主に農業用水を確保するために設けられるものである。他の機能として、洪水調整、土砂流出防止、生態保全等の役割を担う。湿地は、水と陸地が交わる場所に形成される土地であり、沼地、干潟等が該当する。水質浄化、洪水調整、生態保全等の役割を担う。

ため池・湿地は、農業用水の確保、生活・生態保全等の役割を担うこと、また、建設工事をする場合は用地取得のほか、生態保護、水抜き、埋め戻し等の工程を要することから、除外対象とする。



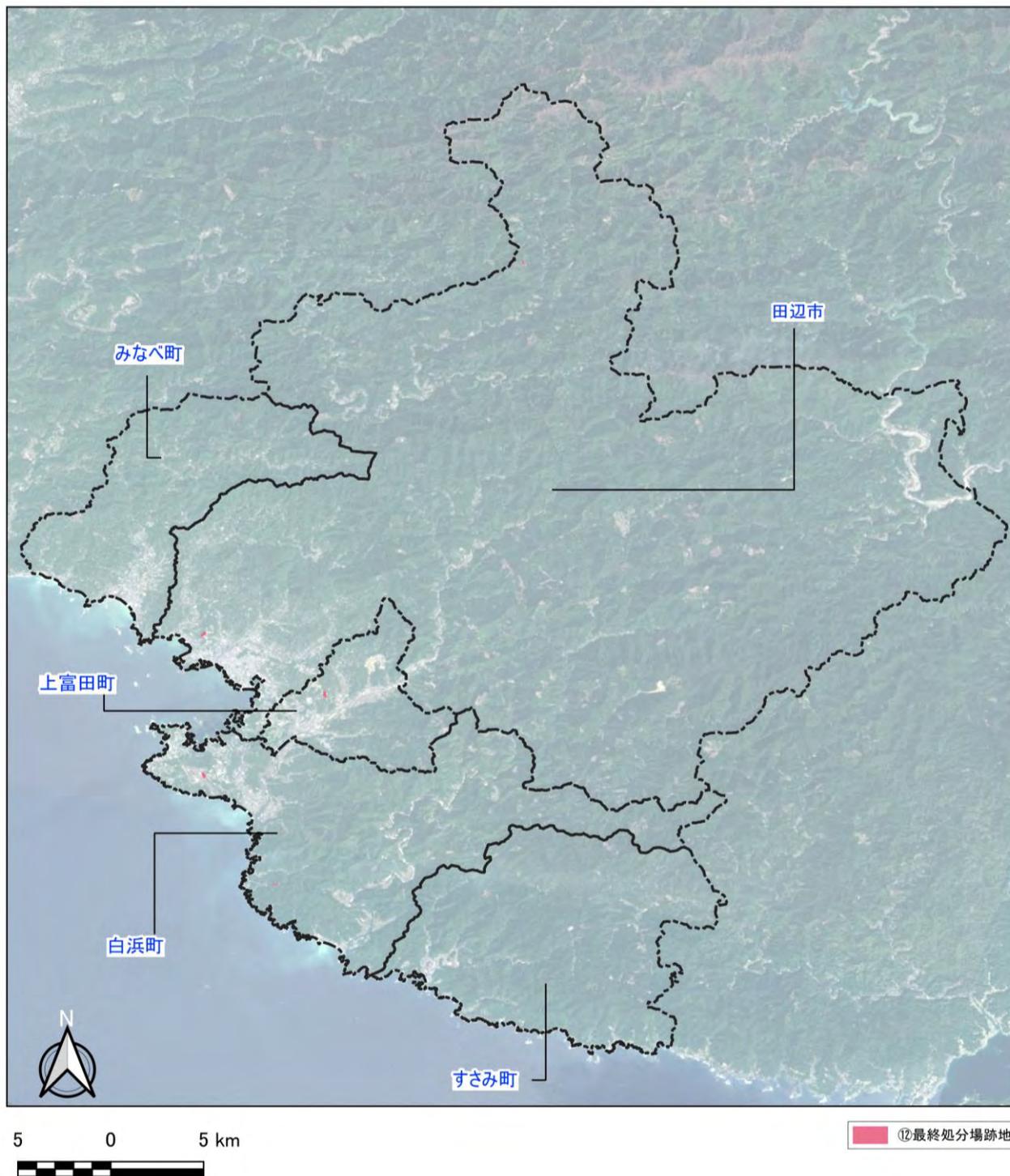
※ため池・湿地位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 ため池・湿地位置図

⑫ 最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）

最終処分場跡地に建設をする場合は、掘削工事による浸出水や埋立廃棄物等の流出対策が必要になる。また、埋設物等の地質条件によっては、十分な支持力を確保できない可能性がある。

最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）は、除外対象とする。



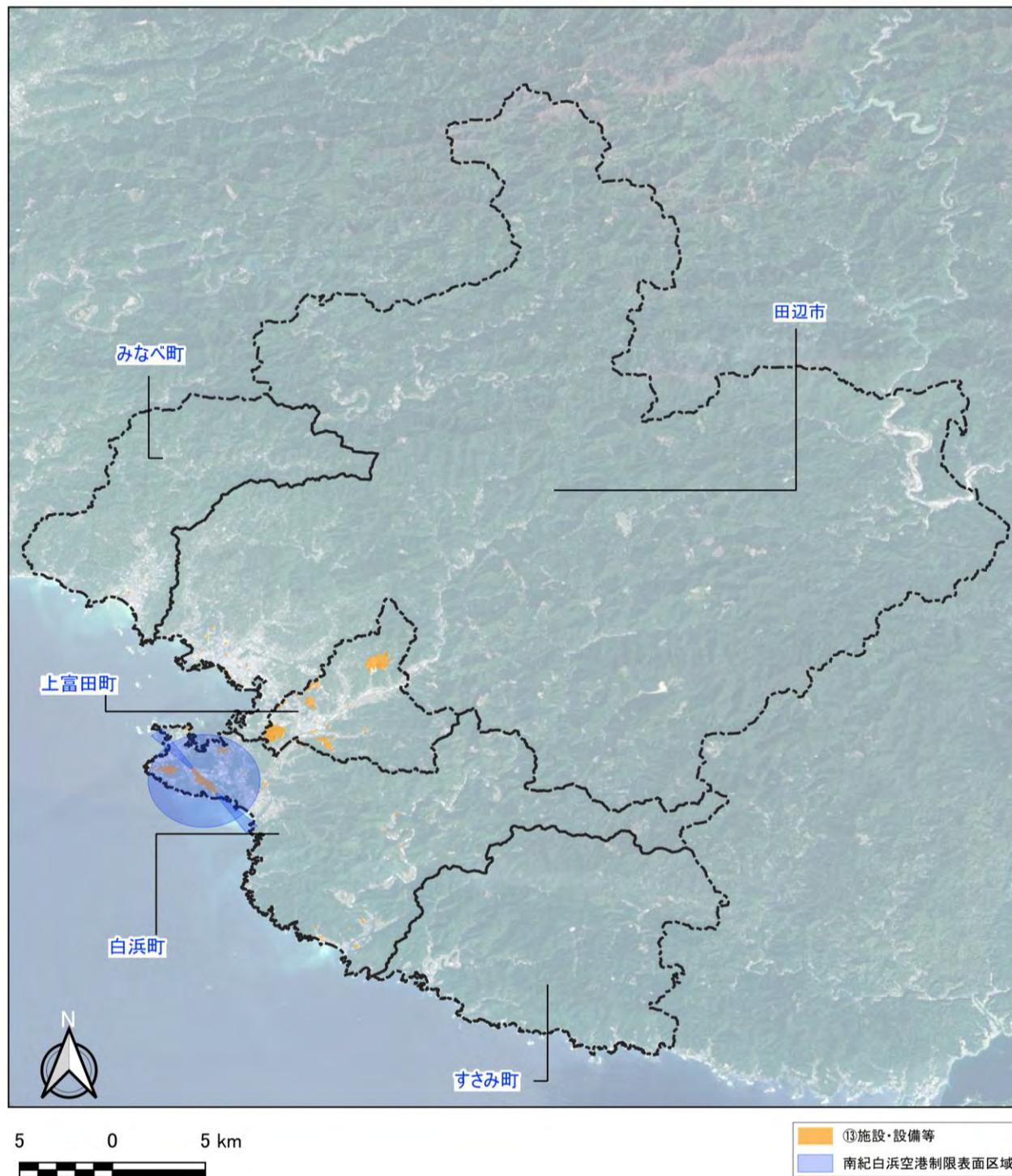
※最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 最終処分場跡地位置図

⑬ 施設・設備等

構成5市町における施設・設備等（庁舎、工場、発電所、空港、娯楽施設等）について、施設整備が困難な箇所を除外対象とする。



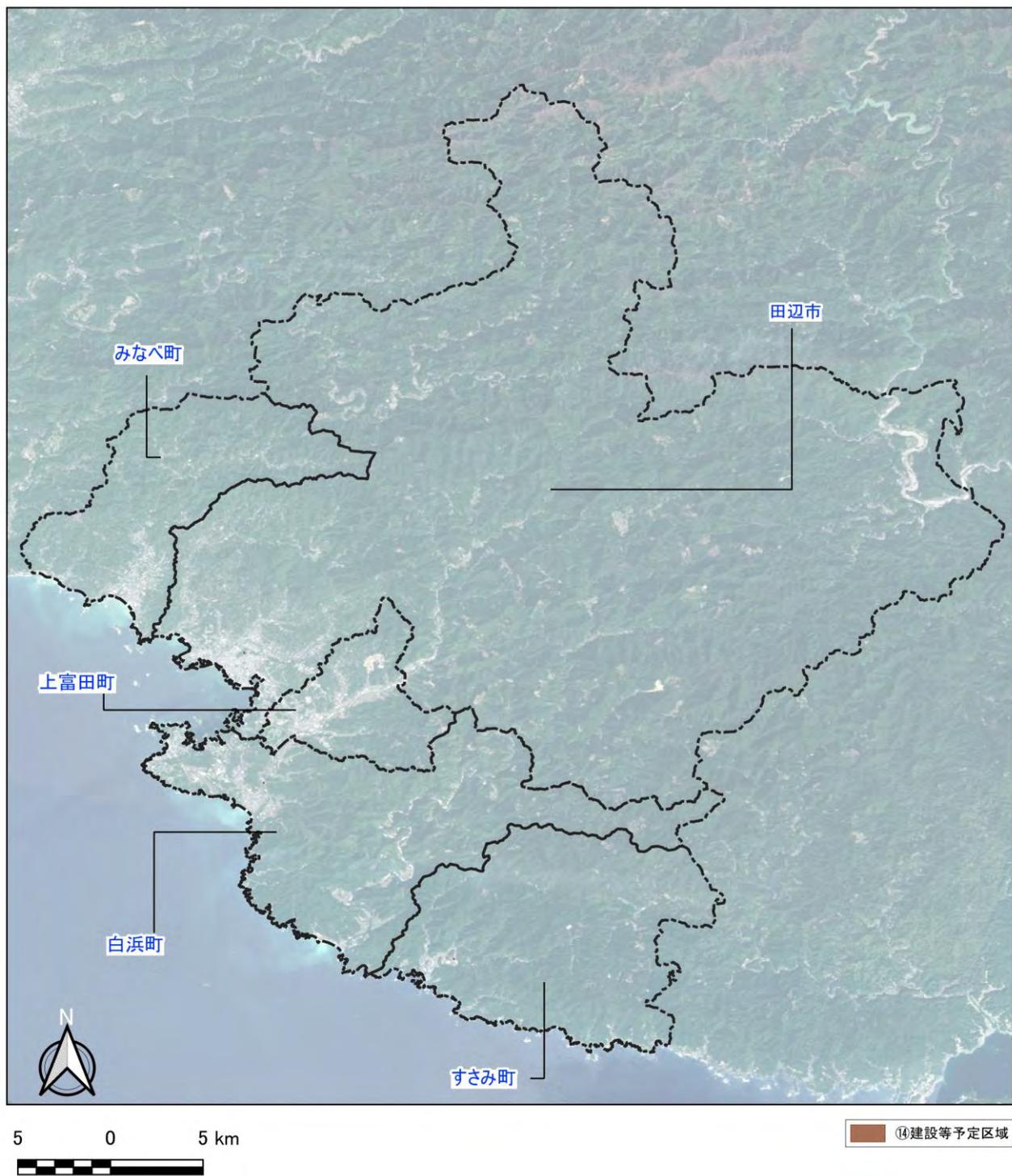
※施設・設備等位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 施設・設備等位置図

⑭ 建設等予定区域

構成5市町において建設等を予定している区域については、除外対象とする。



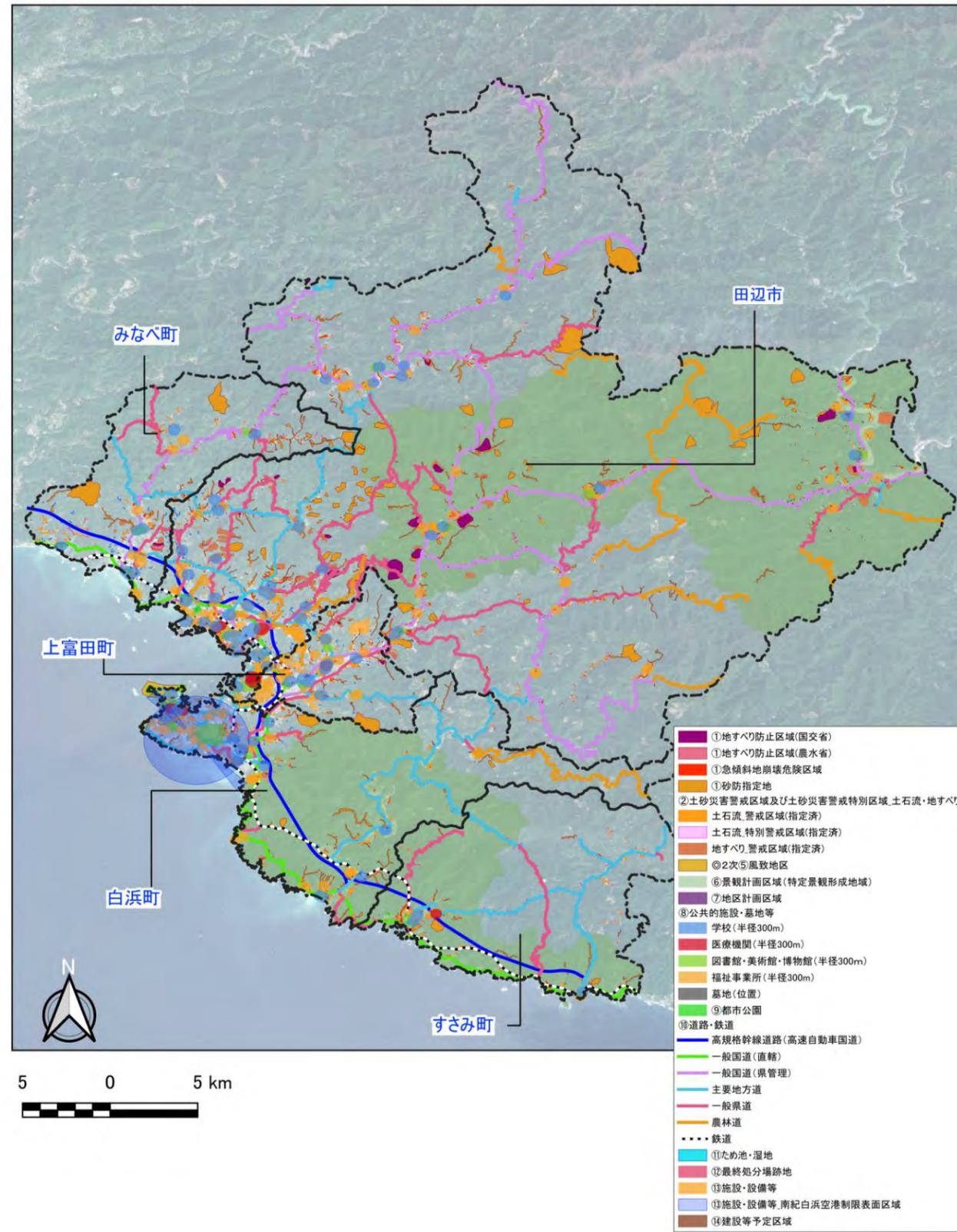
※建設等予定区域位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 建設予定区域等位置図

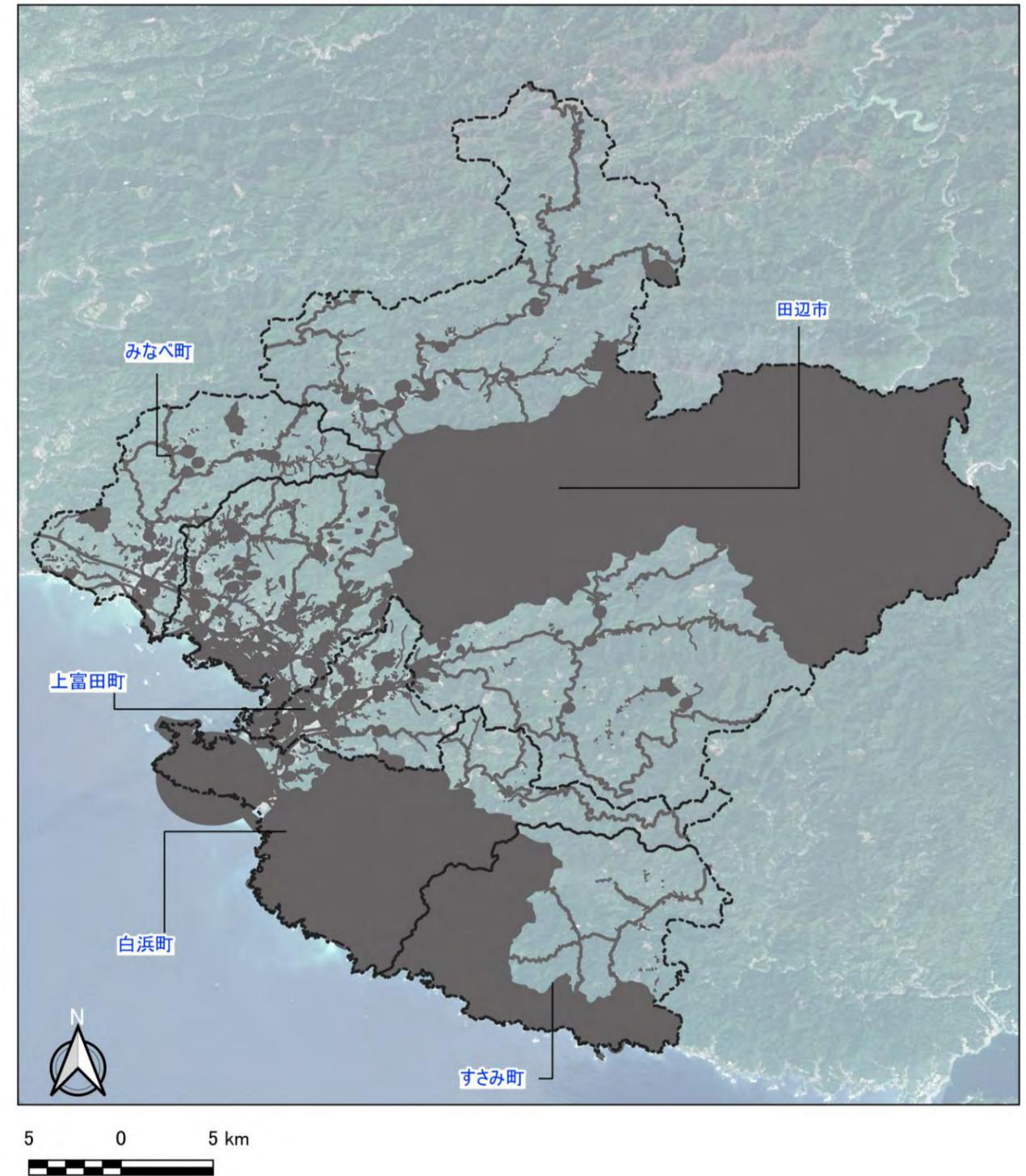
2. 2次選定結果

2次選定項目を全て反映した図を以下に示す。



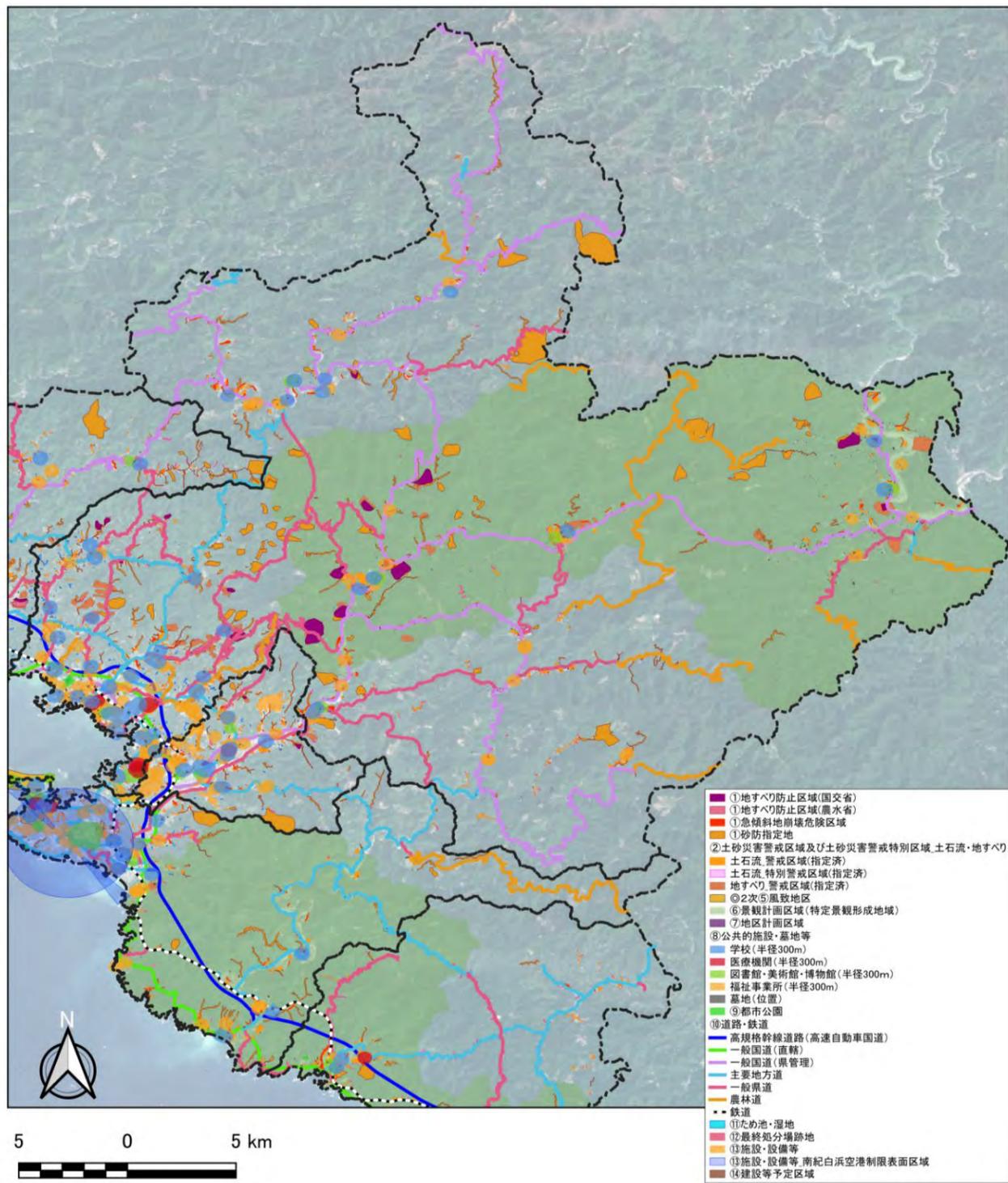
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図



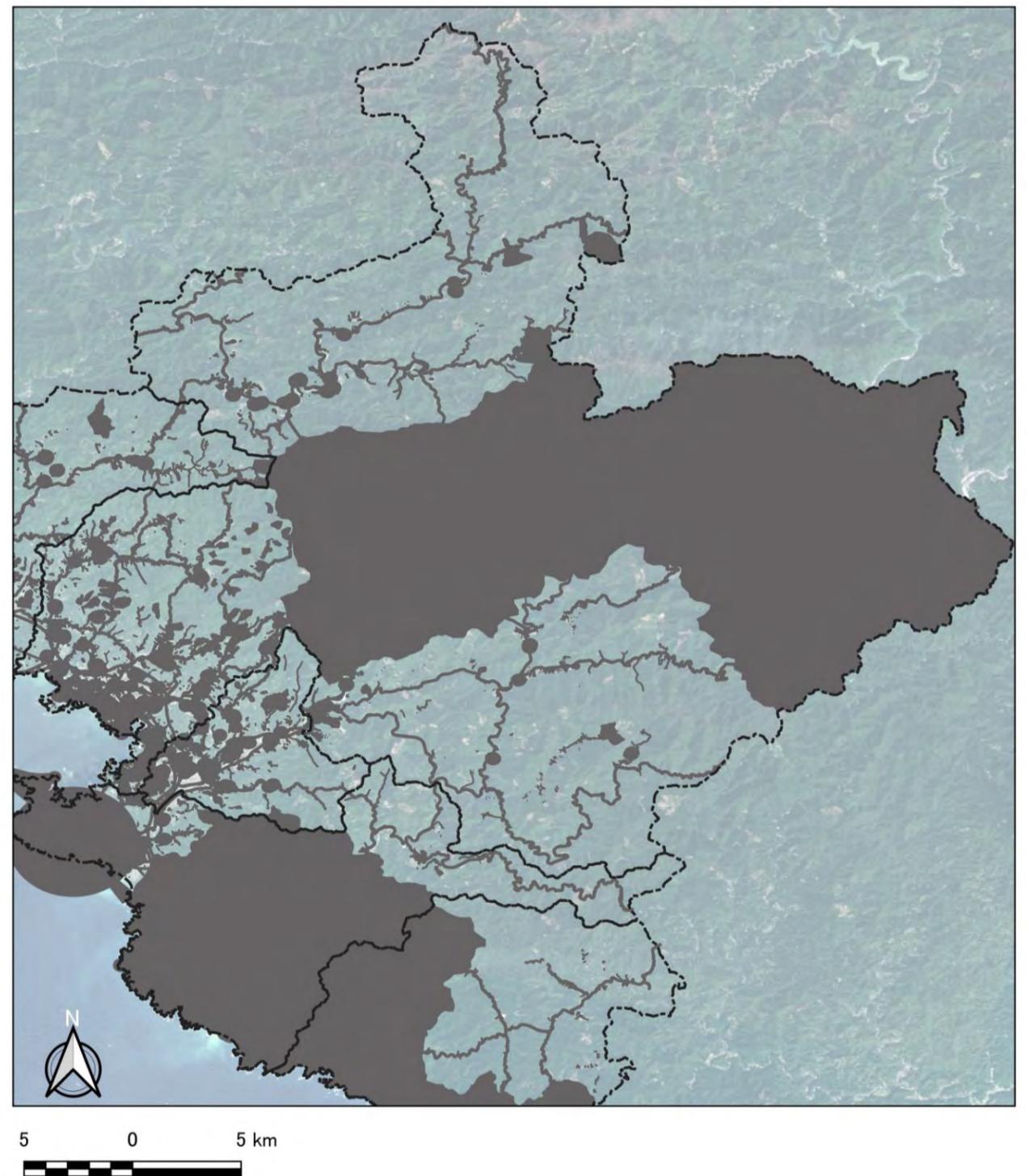
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域



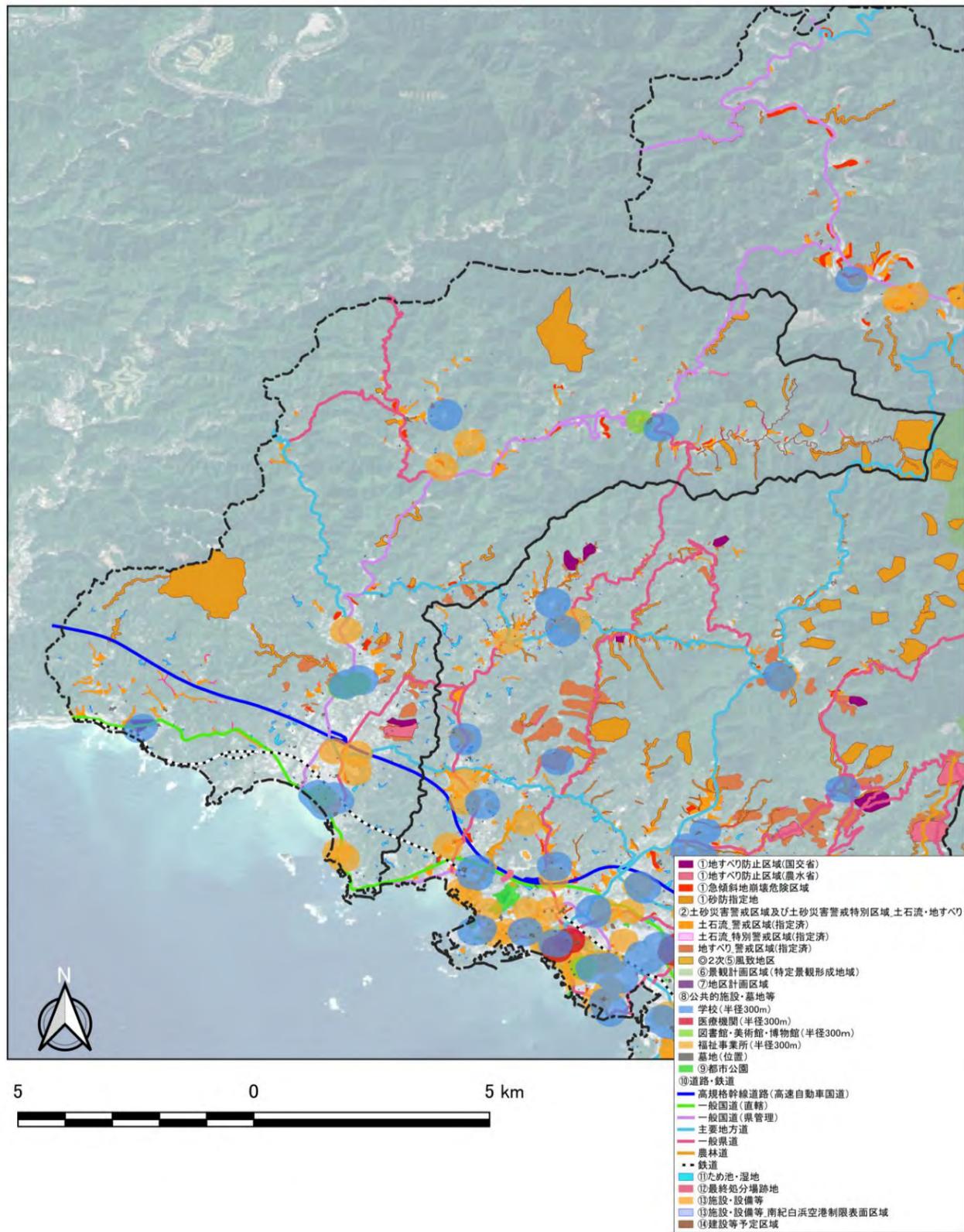
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(田辺市拡大)



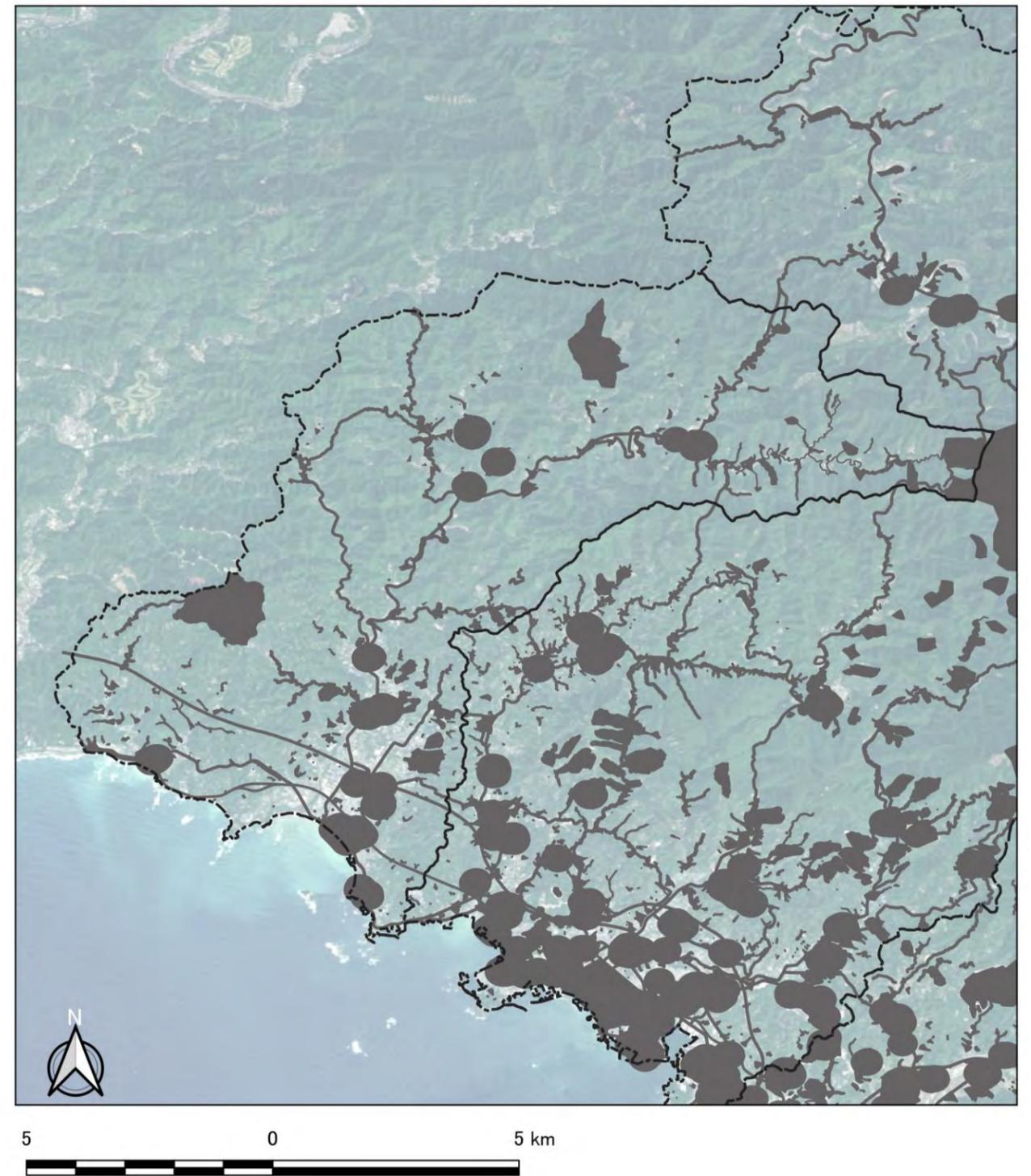
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(田辺市拡大)



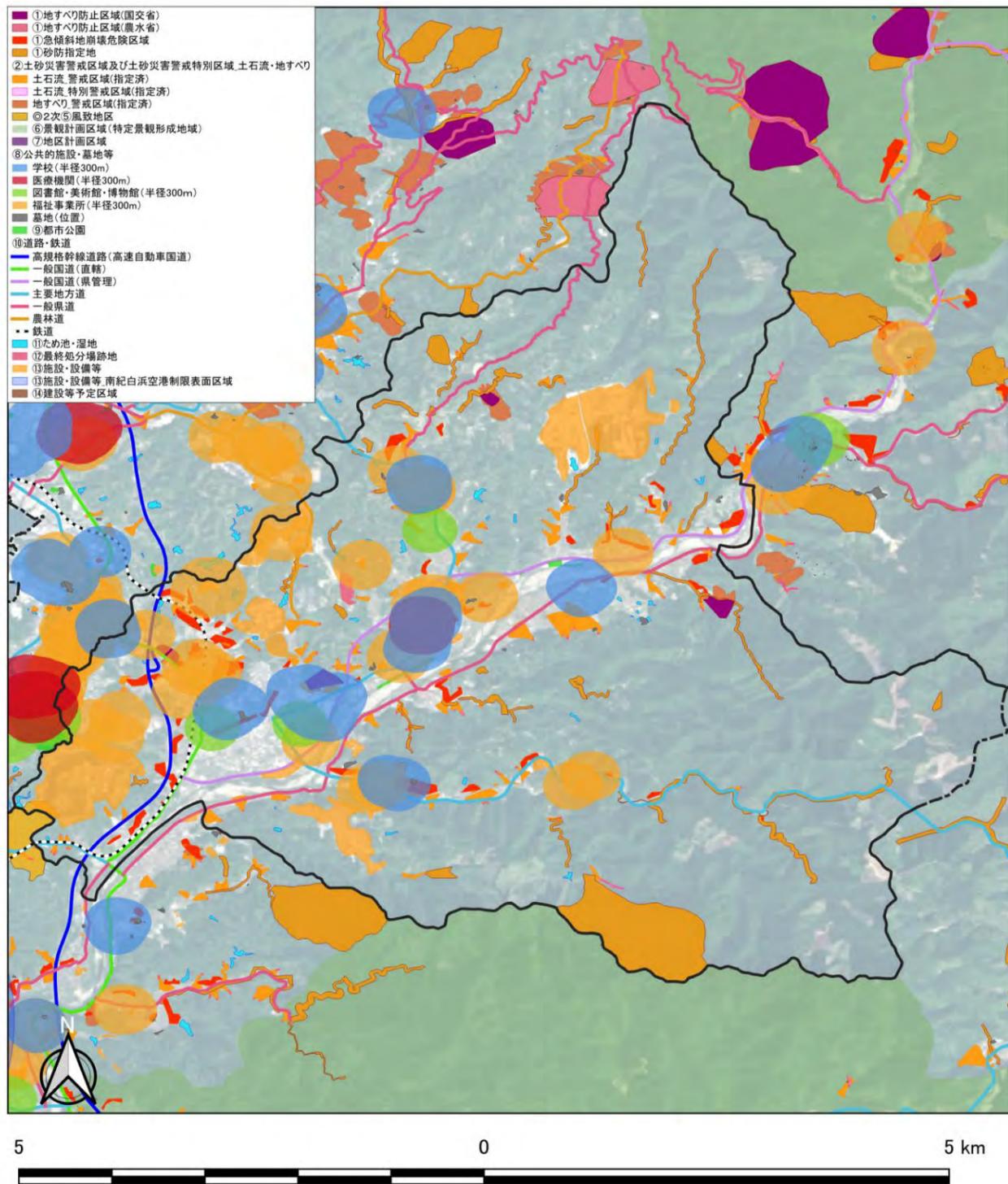
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(みなべ町拡大)



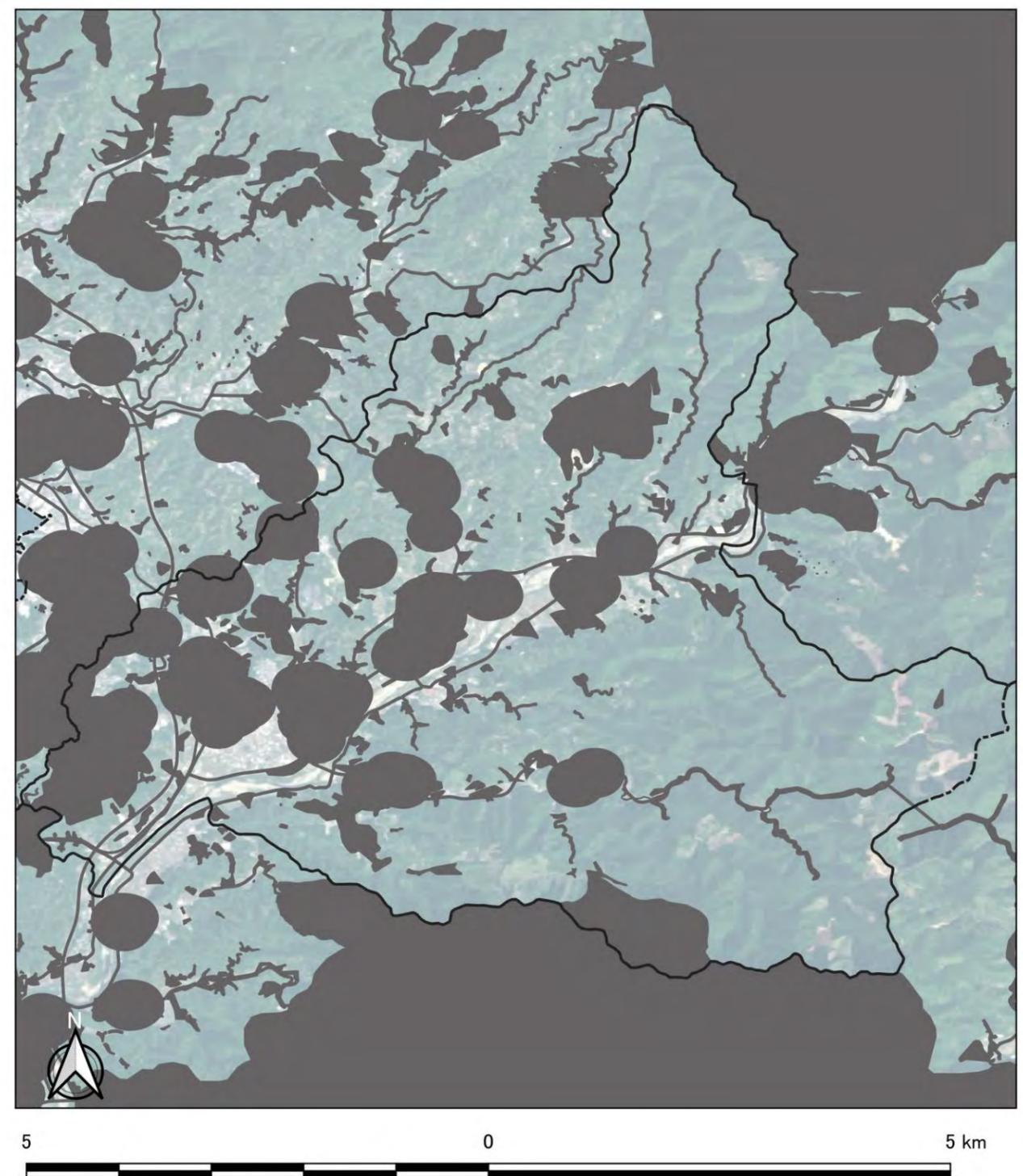
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(みなべ町拡大)



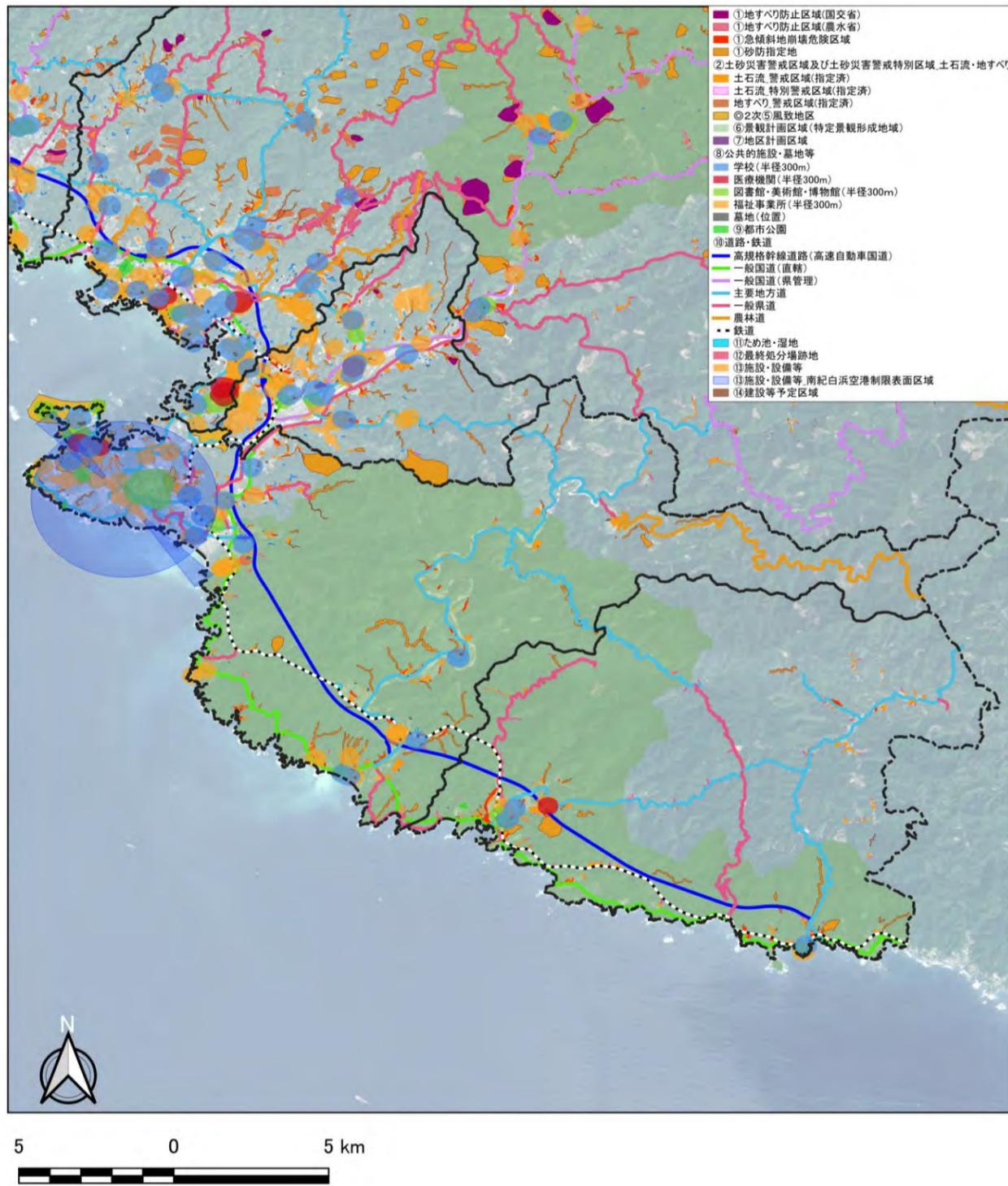
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(上富田町拡大)



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(上富田町拡大)



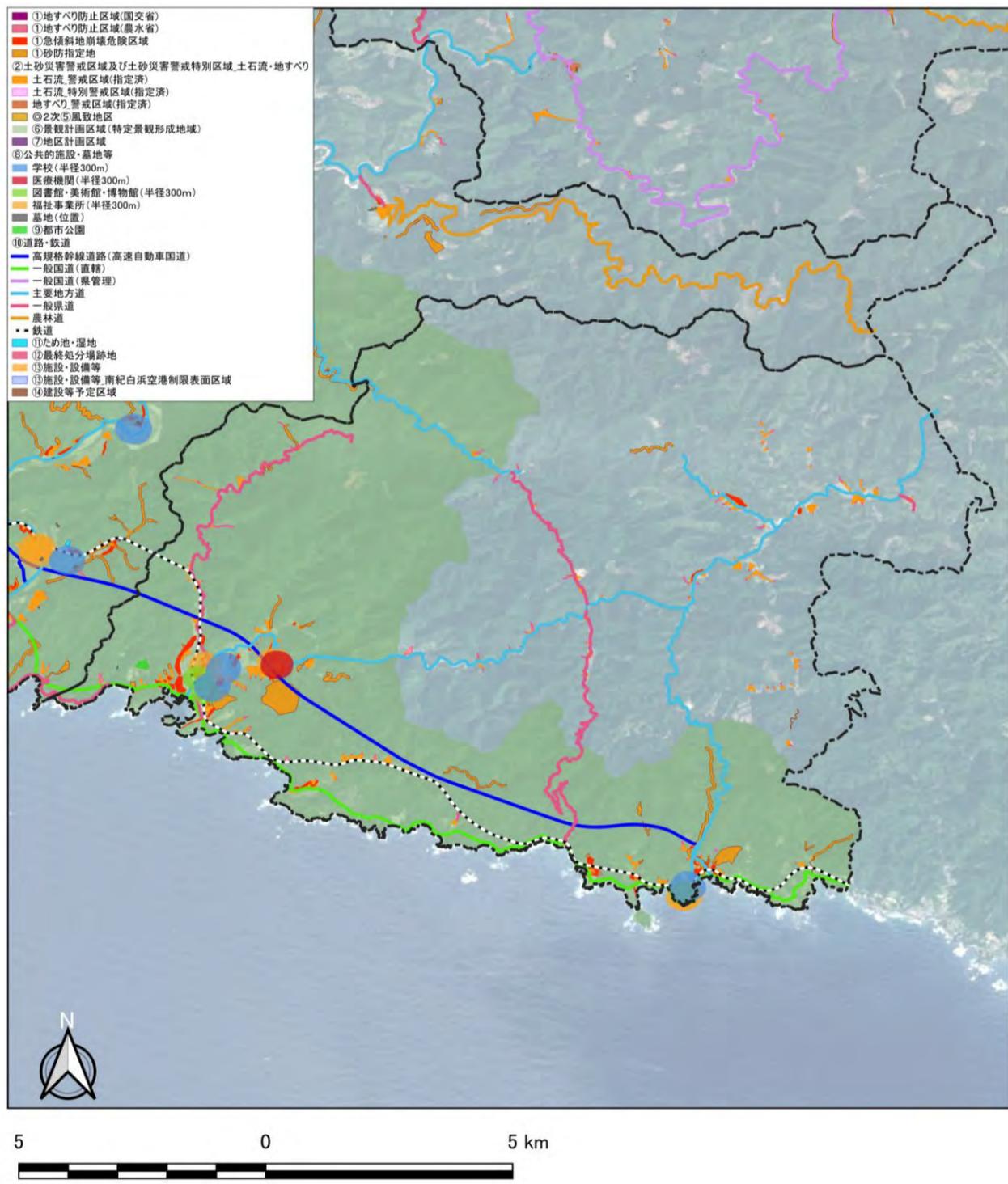
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(白浜町拡大)



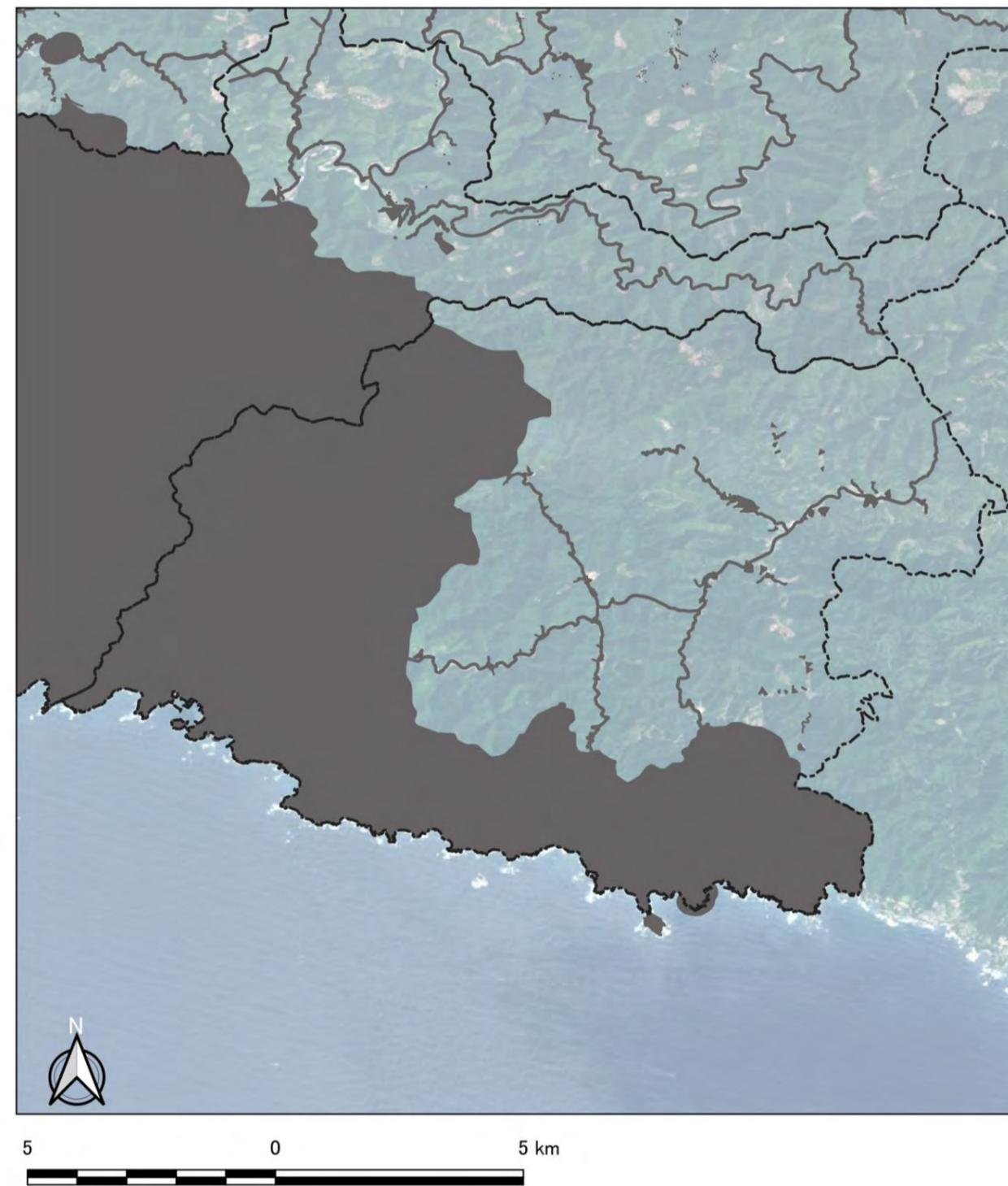
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(白浜町拡大)



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図（すさみ町拡大）



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域（すさみ町拡大）

3. 1次選定及び2次選定結果

1次選定及び2次選定項目を全て反映した図を以下に示す。

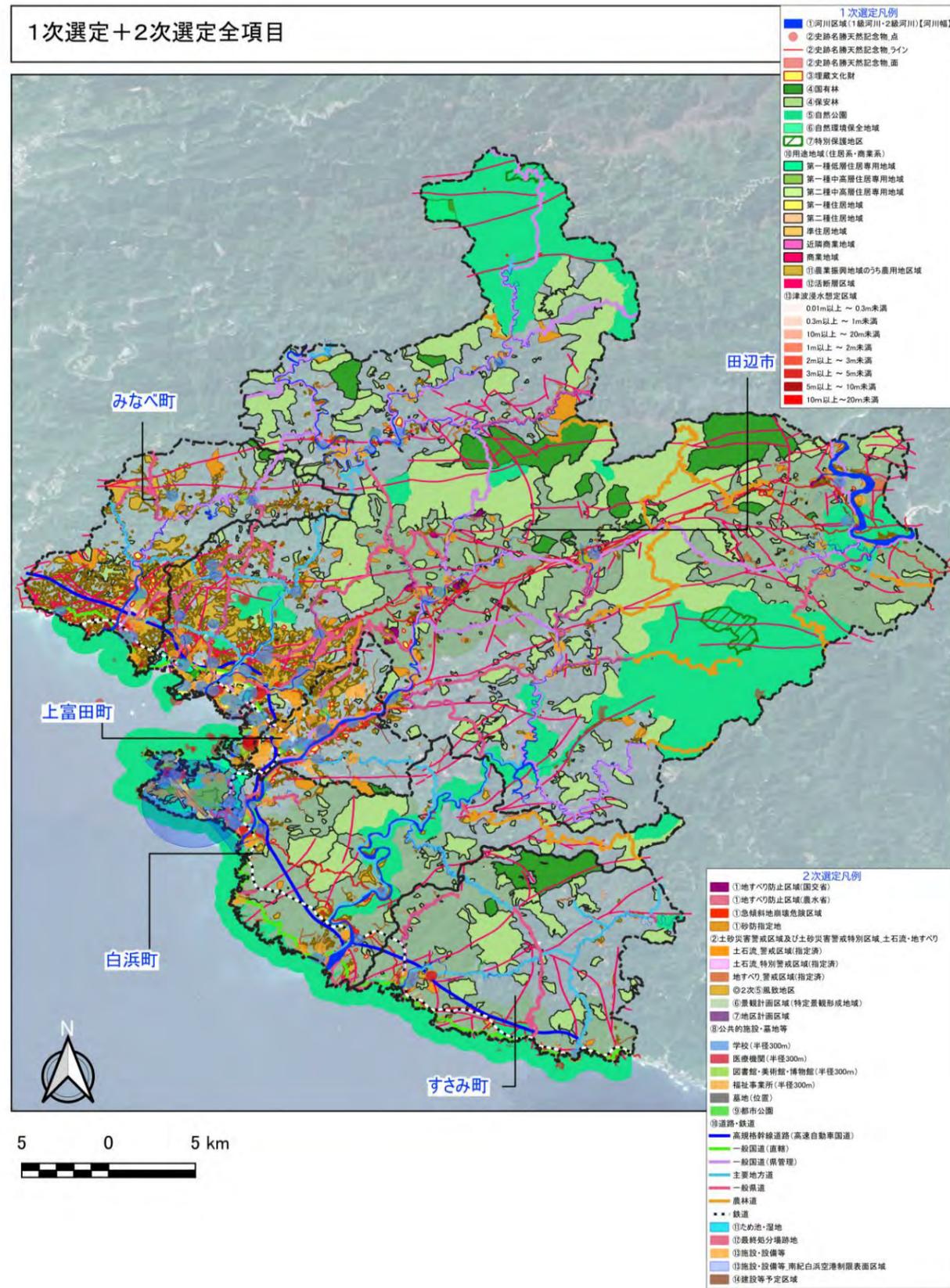


図 1次選定及び2次選定全項目位置図

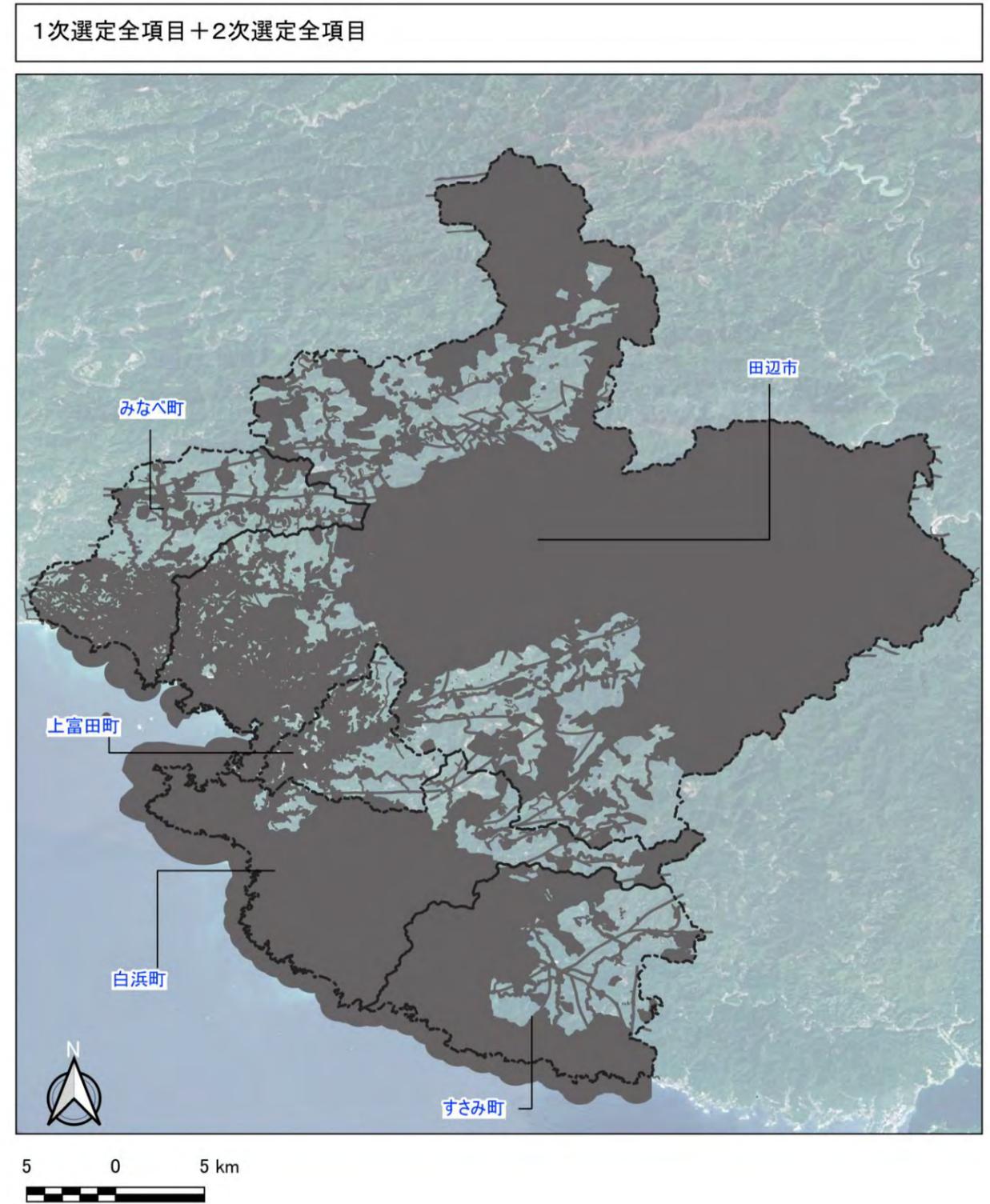


図 1次選定及び2次選定による除外区域と残存区域